２情法第 154 号
令和３年（2021 年）１月 12 日

一般社団・財団法人　代表者　様

長野県総務部情報公開・法務課長

松本市等の感染警戒レベルを５に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出したこと等に
伴うメッセージの周知について（依頼）

日ごろより公益活動の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に関する感染防止策等に格別の御高配を賜り、重ねて御礼申し上げます。

現在、レベル４として特別警報を発出している松本圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、当面１月 21 日までの間、感染警戒レベルを５に引き上げ、「特別警報Ⅱ」を発出しました。

同様に、現在、レベル４として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な佐久市、軽井沢町、御代田町について、当面１月 24 日までの間、感染警戒レベルを５に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

加えて、上田及び諏訪圏域の感染警戒レベルをレベル４に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅰ」を発出しました。

つきましては、レベルの引上げに当たっての県民及び事業者の皆様に対するメッセージを別添のとおり決定しましたので、貴法人の社員、役員、評議員等の皆様に対し周知していただくようお願いします。

情報公開・法務課　法務係
（課長）神事　正實　（担当）矢野　萌子
電　　話　026-235-7057（直通）
ﾌｧｸｼﾐﾘ　026-235-7370
電子メール　koeki@pref.nagano.lg.jp

松本市の感染警戒レベルを５に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します

令和３年１月８日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

１　趣旨

松本圏域においては、１月５日に感染警戒レベルを４に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。しかし、松本圏域における直近１週間（１月１日～１月７日）の人口 10 万人当たり新規陽性者数は 23.02 人（陽性者 97 人、うち松本市 67 人）と、その前週の 5.69 人（陽性者数 24 人、うち松本 19 人）、前々週の 0.71 人（陽性者数３人、うち松本市２人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、医療施設で 6 人、高齢者施設で 12 人、会食で 7 人の感染が発生しているなどリスクの高い事例もみられます。

また、松本圏域における１月 7 日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は約８割に達しているほか、圏域外の医療機関にも 8 人を搬送している状況であり、**松本圏域の医療提供体制は逼迫しつつあります**。

さらに、全県に目を向けると、直近１週間（１月１日～１月７日）の人口 10 万人当たり新規陽性者数は 14.43 人（陽性者数 294 人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は 50.9%（178/350 床）、実質的な病床使用率（確保病床 350 床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は 44.3%、重症者の割合は 14.6%（7/48 床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、松本圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル４として特別警報を発出している松本圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な松本市について、当面１月 21 日までの間、感染警戒レベルを５に引き上げ「特別警報Ⅱ」を発出します。

２　松本市における県の対策強化について

松本市におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。松本市にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和２年長野県条例第 25 号）第５条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

①　高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

②　大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します

③　１都３県等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します

（イベント等の慎重な検討）

④　大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

（公共施設の休止等の検討）
⑤　県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します
（集中的な検査の実施）
⑥　高齢者施設等に対し集中的な検査を行います
（在宅勤務・テレワークの徹底）
⑦　事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

①　高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
（特措法第 24 条第９項）

松本市にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が松本市を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

（高齢者や基礎疾患のある方等
65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30 以上）の方）

②　大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します　　（特措法第 24 条第９項）

松本市にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数での飲食、長時間（概ね２時間超）に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。（会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にしていただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。）

③　１都３県等感染拡大地域※への訪問の自粛について協力を要請します

松本市にお住まいの方や訪問される方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）等感染拡大地域との訪問の自粛を要請します。　**（特措法第 24 条第９項）**

また、１都３県の特定都道府県から松本市への来訪についてもなるべく控えていただくようお願いします。なお、感染拡大地域からの来訪者との接触についても慎重な行動をお願いします。

※ 直近１週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県：首都圏、関西圏等

④　大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

松本市において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑤　県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、松本市に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。松本市に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥　高齢者施設等に対し集中的な検査を行います

感染した場合に重症化リスクが高く、医療提供体制に大きな影響が生じると思われる高齢者施設等の従事者に対し、無症状の場合も含めＰＣＲ等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑦　事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

松本市内の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

佐久市、軽井沢町及び御代田町の感染警戒レベルを５に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和３年１月 11 日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

１　趣旨

佐久圏域においては、１月３日に感染警戒レベルを４に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報」を、また、とりわけ感染の拡大が顕著な小諸市については、１月６日にレベルを５に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出し、県としての感染症対策を強化しているところです。

しかし、佐久圏域における直近１週間（１月４日～10 日）の人口 10 万人当たり新規陽性者数は 76.61 人（陽性者 157 人、うち佐久市、軽井沢町及び御代田町（以下「１市２町」という。）70 人）と、その前週の 20.00 人（陽性者数 41 人、うち１市２町 20 人）、前々週の 9.27 人（陽性者数 19 人、うち１市２町 15 人）を上回って推移しており、感染の拡大に歯止めがかかっていません。また、１市２町においては、医療施設で７人、高齢者施設で１人、会食で 12 人の感染が発生しているなどリスクの高い事例もみられます。

また、佐久圏域における１月 10 日現在の受入可能病床数に対する入院者の割合は約８割を超えているほか、圏域外の医療機関にも 13 人を搬送している状況であり、**佐久圏域の医療提供体制は逼迫しています**。

さらに、全県に目を向けると、直近１週間（１月４日～10 日）の人口 10 万人当たり新規陽性者数は 20.71 人（陽性者数 422 人）となっており、受入可能病床数に対する入院者の割合は 60.6%（212/350 床）、実質的な病床使用率（確保病床 350 床以外に受入を行っている病床を除いたもの）は 51.4%、重症者の割合は 18.8%（９/48 床）となっています。

県としては、医療機関に対する受入病床拡充の依頼や、新たな宿泊療養施設の開設等により、全県における陽性者の受入体制の拡充に努めていますが、佐久圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼしかねません。

このため、現在、レベル４として特別警報を発出している佐久圏域において、とりわけ感染の拡大が顕著な１市２町について、当面１月 24 日までの間、感染警戒レベルを５に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します。

２　佐久市、軽井沢町及び御代田町における県の対策強化について

１市２町におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおりさらに強化します。１市２町にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力をお願いします。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和２年長野県条例第 25 号）第５条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民及び来訪者への協力要請）

① 高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します
② 大人数・長時間の会食の自粛について協力を要請します
③ １都３県等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します

（イベント等の慎重な検討）
④　大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します
（公共施設の休止等の検討）
⑤　県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、１市２町に対しても検討を要請します
（積極的な検査の実施）
⑥　接触者に対する検査を幅広く実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等に対し集中的な検査を実施します
（在宅勤務・テレワークの徹底）
⑦　事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

①　高齢者や基礎疾患のある方に不要不急の外出の自粛について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

１市２町にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、人との接触の機会をできるだけ減らすため、医療機関への通院、食料の買い物、職場への出勤、健康の維持に必要な散歩など、生活の維持に必要な場合を除き外出しないよう協力を要請します。高齢者や基礎疾患のある方等が１市２町を訪問される場合も同様の対応をお願いします。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。

高齢者や基礎疾患のある方等
65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30 以上）の方

②　大人数･長時間の会食の自粛について協力を要請します　　（特措法第 24 条第９項）

１市２町にお住まいの方や訪問される方に、密な室内での大人数での飲食、長時間（概ね２時間超）に及ぶ飲食、はしご酒など感染リスクの高い会食の自粛について協力を要請します。（会場により状況が異なるため、人数の特定はしませんが、できるだけ少人数での実施にしていただき、人との距離の確保や換気の徹底など感染防止に最大限の留意をお願いします。）

③　１都３県等感染拡大地域※への訪問の自粛について協力を要請します

１市２町にお住まいの方や訪問される方に、受験やリモートによることが困難な仕事での訪問など必要な場合を除き、１都３県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）等感染拡大地域への訪問の自粛について協力を要請します。　**（特措法第 24 条第９項）**

また、１都３県の特定都道府県から１市２町への来訪についてもなるべく控えていただくようお願いします。なお、感染拡大地域からの来訪者との接触についても慎重な行動をお願いします。

※ 直近１週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県：首都圏、関西圏等

④　大人数が集まるイベント等の実施に係る慎重な検討について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

１市２町において、全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が 1000 人を超える大規模イベントを主催する事業者の皆様に、県に事前相談するよう求めるとともに、感染リスクを低下させるための対策について十分ご検討いただき、それが困難な場合にはイベントの延期や中止を検討するよう協力を要請します。

また、上記以外の小規模なイベントの開催に当たっても、同様に慎重な検討の協力を要請します。

⑤　県の公共施設について休止等の措置を検討するとともに、１市２町に対しても検討を要請します

人が集まる県の公共施設について、休止等を含め必要な措置を検討するとともに、既に予約が入っている場合など休止をしない場合も施設の感染防止策の徹底を行います。１市２町に対しても同様の措置を検討するよう要請します。

⑥　接触者に対する検査を幅広く実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等に対し集中的な検査を実施します

すでに特別警報Ⅱを発出中である小諸市を含めて、濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者に対しても幅広く検査を実施するとともに、必要が生じた場合は、高齢者施設等の従事者に対し、無症状の場合も含めＰＣＲ等検査を受けるよう呼びかけ、集中的な検査を実施します。

⑦　事業所に対して在宅勤務・テレワークの徹底を要請します

１市２町の事業所に対して、人との接触機会を減らすため、可能な限り、在宅勤務・テレワークを徹底するよう要請します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

上田及び諏訪圏域に「新型コロナウイルス特別警報Ｉ」を発出します

令和３年１月 11 日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

１　趣旨

上田及び諏訪圏域においては、11 月 24 日に感染警戒レベルをレベル３に引き上げ、「新型コロナウイルス警報」を発出したところですが、その後も陽性者の確認が相次いでおり、直近１週間（１月４日～１月 10 日）の新規陽性者は上田圏域で 42 人となっており、人口 10 万人当たり 21.87 人となっており諏訪圏域で 34 人、人口 10 万人当たり 17.69 人となっています。

これは、県独自の感染警戒レベルにおいて、圏域をレベル４に引き上げる目安となる基準に該当し、また、集団発生や多数の感染経路が不明の事例などのリスクの高い事例が発生しており、「感染が拡大しつつあり、特に警戒が必要な状態であると認められます。

したがって、上田及び諏訪圏域の感染警戒レベルをレベル４に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ｉ」を発出します。

２　上田及び諏訪圏域における県の対策強化について

上田及び諏訪圏域におけるさらなる感染拡大を防ぐため、県として実施する感染症対策を次のとおり強化します。上田及び諏訪圏域にお住まいの方、訪問される方、事業者の皆様は、県の対策にご協力ください。

（なお、特措法の根拠規定を記載した取組以外は、長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（令和２年長野県条例第 25 号）第５条に基づく感染症対策として実施するものです。）

（県民の皆様へのお願い）
①　高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します
②　感染拡大地域への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します
③　会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します
（事業者の皆様へのお願い）
④　飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します
⑤　オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします
（クラスター対策の徹底）
⑥　クラスター対策のさらなる徹底を行います

①　高齢者や基礎疾患のある方へ感染リスクの高い行動の自粛について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

上田及び諏訪圏域にお住まいの高齢者や基礎疾患のある方等に、感染リスクの高い行動（人混みなどの３密となる場所への訪問、人との距離が十分に保たれない長時間の会合など）の自粛を要請します。

また、高齢者や基礎疾患のある方等に感染を広げないよう、これらの方と同居されている方は慎重な行動をお願いします。さらに、これらの方を雇用している事業者の皆様は、職場における感染リスクの低減など、できる限りの配慮をお願いします。

（高齢者や基礎疾患のある方等
65 歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性腎臓病・糖尿病・高血圧・心血管疾患をお持ちの方、肥満（BMI30 以上）の方）

②　感染拡大地域※への不要不急の訪問の自粛について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

感染拡大地域への不要不急の訪問については自粛をお願いします。

また、感染拡大地域と往来された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、健康観察を徹底し、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。

※ 直近１週間の人口 10 万人当たりの新規陽性者数が 15.0 人を上回っている都道府県

③　会食における基本的な感染防止策の徹底について協力を要請します（特措法第 24 条第９項）

会食については、感染リスクを下げるために十分な対策を行うようお願いしているところですが、上田及び諏訪圏域にお住まいの皆様は、会食を実施する必要がある場合は、改めて、万全の対策を行っていただくようお願いします。

④　飲食店などにおける感染拡大予防ガイドラインの遵守について協力を要請します

（特措法第 24 条第９項）

上田及び諏訪圏域の事業者の皆様に、感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、対策を講じていることを店頭及び店内に掲示してお客様に協力を呼びかけるよう要請します。

⑤　オフィスや工場など職場での感染防止対策の徹底をお願いします

職場においては、手洗い・手指消毒の励行、マスクの着用、定期的な換気など基本的な感染防止策を徹底してください。

事業者においては、在宅勤務・テレワーク、時差出勤等を積極的に導入し、対応可能な場合は、職場に出ている職員数が通常より少なくなるよう努めてください。

⑥　クラスター対策のさらなる徹底を行います

濃厚接触者の把握と全員検査に加え、接触者についても幅広く検査対象として検査を実施します。

また、クラスター対策チーム（CCT-Nagano）を機動的に派遣するほか、迅速に入院・入所が進むよう取り組み、そのために必要が生じた場合は、上田及び諏訪圏域に他の圏域からの応援職員を派遣することなどにより、保健所の人員等の体制を強化します。

新型コロナウイルス感染症をきっかけとして差別や誹謗中傷が生まれ、苦しんでいる人がいます。また、誹謗中傷をおそれるあまりに受診をためらうことは、重症化のリスクを高めるほか、さらなる感染の拡大を招きかねません。

県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支えあい」の輪を広げ、みんなで乗り越えていきましょう。

県では、市町村等と連携してまん延防止のための対策や医療提供体制及び検査体制の充実を一層推進するとともに、県民の皆様への働きかけを徹底してまいります。

県民皆で力を合わせこの難局を乗り越えていきましょう。

（参考）

感染警戒レベル５の市町　５市町
小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町（佐久圏域）
松本市（松本圏域）

感染警戒レベル４の圏域　４圏域
佐久圏域、上田圏域、諏訪圏域、松本圏域

感染警戒レベル３の圏域　６圏域
上伊那圏域、南信州圏域、木曽圏域、
北アルプス圏域、長野圏域、北信圏域

・・・感染警戒レベル５の市町

・・・感染警戒レベル４の圏域
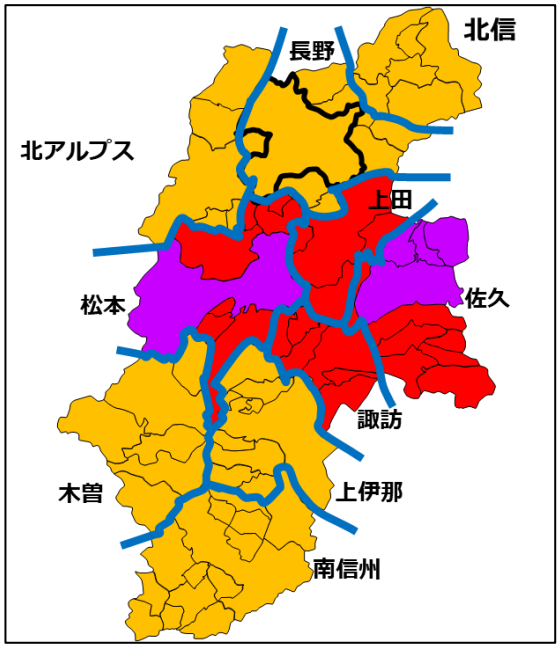
・・・感染警戒レベル３の圏域